山形県農業総合研究センターにおける競争的資金等の不正使用防止等に関する要領

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は、「山形県農業総合研究センターにおける公的研究費の管理・監査の実施基準に関する要綱」に基づき、山形県農業総合研究センター（以下「センター」という。）において競争的資金等を適正に運営・管理し、不正使用を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　競争的資金等　国又は国が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(2)　研究者　センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。

(3)　事務職員　センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。

(4)　コンプライアンス　競争的資金等の使用等に係る規定やルール等に従い、責任を自覚し、適正な試験研究を実践することをいう。

２　この要領において「不正使用」とは、関係法令や県の関連規定及び競争的資金等の配分機関の定め等に違反して研究費を使用することをいう。

第２章　運営・管理体制

（最高管理責任者の役割）

第３条　最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとし、次条に規定する統括管理責任者及び第５条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的資金等の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（統括管理責任者の役割）

第４条　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づきセンター全体の具体的な対策を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者の役割）

第５条　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1)　競争的資金等の不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告すること。

(2)　不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）に対してコンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督すること。

(3)　研究者等が、適切に競争的資金等の運営・管理を行っているかをモニタリングし、

必要に応じて改善を指導すること。

第３章　適切な運営・管理のための環境整備

（事務処理手続き）

第６条　競争的資金等の事務処理手続きについては、山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）、山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年山形県訓令第49号）等関連規程の定めるところによる。

２　最高管理責任者は、競争的資金等を適切に運営・管理するために、本要領及び競争的資金等に係る事務処理に関する関連規定等の趣旨を職員等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。

３　統括管理責任者及びコンプライアンス責任者は、競争的資金等の事務処理に関して、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項に取組むものとする。

(1)　事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、機関内の合意形成を図ること。

(2)　山形県財務規則等関連規定と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整備し、定期的にチェックすること。

(3)　センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合に、適切な措置を講ずること。

（相談窓口）

第７条　競争的資金等に係る事務処理手続きに関するセンター内外からの相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

２　相談窓口は、各総合支庁総務企画部総務課出納室（置賜総合支庁を除く）とする。

第４章　不正使用の防止

（不正使用防止計画推進班）

第８条　不正使用防止計画を推進するため、最高管理責任者のもとに不正使用防止計画推進班を設置する。

２　不正使用防止計画推進班は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1)　統括管理責任者

(2)　副所長（事務）

(3)　土地利用型作物部長

(4)　みどりの食料安全部長

(5)　食品加工開発部長

(6)　園芸農業研究所長

(7)　水田農業研究所長

(8)　畜産研究所長

(9)　養豚研究所長

３　不正使用防止計画推進班に班長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

（不正使用防止計画）

第９条　不正使用防止計画推進班は、不正使用の発生要因を調査・分析し、不正使用防止計画を策定するとともに、具体的な対策を実施しその進捗管理に努めるものとする。

（行動規範）

第10条　最高管理責任者は、不正使用を防止するため、競争的資金等に関わる全ての職員に対する行動規範を策定する。

（コンプライアンス教育）

第11条　コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、競争的資金等に関わる全ての職員に対し、研修会等の適切な方法によりコンプライアンス教育等を実施する。

第５章　不正使用に係る調査等

（通報窓口）

第12条　競争的資金等の不正使用に関するセンター内外からの通報、本人からの申出等（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。なお、通報する者が山形県職員等の場合には、前記に代えて山形県職員等公益通報制度実施要綱に定める通報窓口とする。

２　コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の不正使用等に係る通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

３　最高管理責任者は、通報の内容等について、農林水産部農業技術環境課へ報告するものとする。

４　通報に係る情報を得た者は、通報した者を保護するため、通報した者に関する情報を漏らしてはならない。

（調査の要否）

第13条　最高管理責任者は、当該通報を受け付けた日から３０日以内に、通報内容等の合理性を確認し、調査の要否を判断し、農林水産部農業技術環境課及び配分機関に報告するものとする。

２　前項により調査を要すると判断した場合、最高管理責任者は、必要に応じて調査対象者に対して調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

（不正使用に係る調査）

第14条　不正使用に係る調査については、関係法令及び山形県の条例、規則等に基づき、適正に実施されなければならない。

２　最高管理責任者は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

（認定）

第15条　最高管理責任者は、前条の調査により、不正使用の有無及び不正使用が認められたときは、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、その他必要な事項について認定する。

２　前項の認定に対する不服申し立てについては、関係法令等によるものとする。

（調査結果の報告等）

第16条　最高管理責任者は、前条第２項による不服申し立てがなく、その内容が確定したときは、通報等を受けた日から２１０日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

２　最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、配分機関に報告しなければならない。

３　最高管理責任者は、前項に定めるほか、配分機関の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

　また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

（措置）

第17条　調査の結果、不正使用が認められときの処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに山形県の条例、規則等によるものとする。

（不正使用関与業者への処分）

第18条　不正使用に関与した業者に対する処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱等に基づき行う。

第６章　監査

（内部監査）

第19条　競争的資金等の適正な運営・管理を確保するため、最高管理責任者が指名するセンターの研究者等による内部監査を実施する。

（その他）

第20条　この要領に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用防止に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年１２月２４日から施行する。

この要領は、一部改正し令和２年４月１日から施行する。

この要領は、一部改正し令和８年４月２４日から施行する。